

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1106号

2022年（令和4年）1月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2021年（令和3年）12月24日付けで諮問（第1106号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官から家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定に基づき、調査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の調査嘱託がなされた。家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、ふりがな、氏名、性別、生年月日、保護受給の有無、居所

なお、調査嘱託事項の提供の必要性を高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に確認し、生活保護受給状況（加入期間等）、金融機関名及び口座に関する情報については提供する必要はないものと判断した。また、本籍については

把握していない。

イ 目的外に提供する相手方

高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官

ウ 目的外提供の根拠規定

家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ウ) 調査嘱託の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る調査嘱託は、家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定に基づくものである。

家事事件手続法第62条は、家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる、としている。また、家事事件手続規則第45条は、裁判所がする事実の調査及び証拠調べに関する嘱託の手続は、特別の定めがある場合を除き、裁判所書記官がする、としており、官庁・公共団体その他のものに対する調査嘱託による報告の請求権を裁判所書記官に認めたものであるが、その調査嘱託に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件調査嘱託は、正当な請求権を有した高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件調査嘱託の具体的な必要性について、高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に問い合わせたところ、次のように述べている。

調査嘱託対象者は行方不明であり、不在者財産管理人選任申立事件のため、居所の確認を行いたい。生活保護受給中であれば、本人の行方を捜す手掛かりとなる。

なお、当該申立事件の事件番号については確認している。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の調査嘱託に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

ア 嘱託書

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

本件調査嘱託は、正当な請求権を有した高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官によって行われるものであり、本件調査嘱託の具体的な必要性について、高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に問い合わせたところ、次のように述べている。

調査嘱託対象者は行方不明であり、不在者財産管理人選任申立事件のため、居所の確認を行いたい。生活保護受給中であれば、本人の行方を捜す手掛かりとなる。

なお、実施機関では、当該申立事件の事件番号については確認している。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

以 上